

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：遺家族等援護費

事業名 恩給援護団体助成補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部地域福祉課管理援護係 電話番号：058-272-1111 (内 2520)

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,354 千円 (前年度予算額：3,354 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,354	0	0	0	0	0	0	0	3,354
要求額	3,354	0	0	0	0	0	0	0	3,354
決定額	3,354	0	0	0	0	0	0	0	3,354

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

(一財) 岐阜県遺族会は、日清戦争から太平洋戦争までの間に、戦地での戦争や空襲などによって亡くなられた戦没者のご遺族に係る各種相談事務、各種給付金等の手続きの指導・支援、各種戦没者慰霊事業を実施している。

県は、岐阜県遺族会に対し、遺族会の運営費及び事業費の一部を助成し、県内の戦没者遺族の福祉増進を図る。

(2) 事業内容

(一財) 岐阜県遺族会に対し、その運営費及び事業費への補助の実施。
沖縄慰霊塔 (岐阜県) の維持管理

(3) 県負担・補助率の考え方

国家としての戦争により亡くなられた戦没者の県内ご遺族の福祉増進に対する援助として、公的機関である県が予算の範囲内で補助する。

(4) 類似事業の有無

他に類似事業無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,354	(一財) 岐阜県遺族会の運営費、事業費に対する補助
合計	3,354	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

他県も同様に県遺族会に対し補助を実施

(2) 後年度の財政負担

毎年度、予算の範囲内で補助

(3) 事業主体及びその妥当性

国家としての戦争により亡くなられた戦没者の県内ご遺族の福祉増進に対する援助として、公的機関である県が予算の範囲内で補助する。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

補助事業名	恩給援護団体助成補助金
補助事業者（団体）	（一財）岐阜県遺族会
補助事業の概要	（目的） 社会福祉の振興及び旧軍人等の援護 （内容） （一財）岐阜県遺族会の運営費及び事業費の助成 ・戦没者遺族に対する各種相談業務 ・各種給付金等申請手続き指導 ・戦没者慰霊事業
補助率・補助単価等	<u>定額</u> ・定率・その他（例：人件費相当額）
補助効果	（一財）岐阜県遺族会への助成により、遺族会の戦没者遺族に対する支援につなげることができる。
終期の設定	終期令和5年度 （理由） 平成30年度に見直しを行い、5年後の令和5年度を終期に設定。

（事業目標）

- ・終期までに何をどのような状態にしたいのか
- （一財）岐阜県遺族会を支援することにより、戦没者遺族の福祉増進を図ること。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (H**年度末)	目標 (終期)
①			
②			

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	千円	千円	千円	(予算額) 千円	(要求額) 千円
指標①目標					
指標①実績				(推計値)	(推計値)
指標①達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

指標②目標					
指標②実績				(推計値)	(推計値)
指標②達成率	%	%	%	(推計値) %	(推計値) %

(前年度の成果)

(一財)岐阜県遺族会により、戦没者遺族に係る各種相談事務、各種給付金等の手続きの指導・支援、各種戦没者慰霊事業が実施され、遺族の福祉増進が図られている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項
 (一財)岐阜県遺族会による戦没者遺族に対する適切な事業を継続させること。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価)	○ 国家としての戦争により亡くなられた戦没者の遺族は高齢化が進み、適切な福祉が必要である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価)	○ (一財)岐阜県遺族会の活動を支援することにより、遺族会を通じて、戦没者遺族の支援ができており、効果が得られている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価)	○ (一財)岐阜県遺族会は戦没者遺族に対する事業を実施する唯一の団体である。

(事業の見直し検討)

恩給援護団体は会員の高齢化による会員数の減少により解散し、(一財)岐阜県遺族会のみとなっている。県の援護行政を推進する上では、唯一の団体である岐阜県遺族会との連携は不可欠である。

(一財)岐阜県遺族会には戦没者遺族に対する各種相談業務、各種給付金申請手続き指導、戦没者慰霊事業を実施していただいているが、これら業務を縮小することは、戦没者遺族への支援の低下につながるため、財政支援を継続することとした。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由)

(一財)岐阜県遺族会は戦没者遺族に対する事業を実施している唯一の団体であり、そこへの財政支援は継続する必要がある。